

【新旧対照表】 JALグローバルクラブ会員特約の主な改定箇所（下線部分が改定箇所です。）

現行（2021年4月版）	改訂後（2024年1月版）	備考
第2条（JALグローバルクラブカードの発行）	第2条（JALグローバルクラブ <u>JAL</u>カードの発行）	
1. 両社がJALグローバルクラブ会員に対して発行するJALカードは、JALグローバルクラブカードとします。	1. 両社がJALグローバルクラブ会員に対して発行するJALカードは、JALグローバルクラブ <u>JAL</u> カードとします。	「JALグローバルクラブカード」→「JALグローバルクラブ JALカード」へ修正。
（新設）	<u>2. 両社は、JALグローバルクラブ規約の規定によりJALグローバルクラブ会員が保有するグレードにかかわらず、JALグローバルクラブ JALカードを発行するものとします。</u>	JALグローバルクラブ 規約（2024年1月版）に基づき新設。
2. JALグローバルクラブに入会を申し込んだ方がすでにJALカード会員である場合には、その会員資格が継続されるものとします。	3. JALグローバルクラブに入会を申し込んだ方がすでにJALカード会員である場合には、その会員資格が継続されるものとします。	項番の修正。
第3条（JALグローバルクラブ会員の資格喪失後の取扱い）	第3条（JALグローバルクラブ会員の資格喪失・<u>停止</u>後の取扱い）	
JALグローバルクラブ会員は、JALグローバルクラブ規約に基づき、JALグローバルクラブ会員資格を喪失した場合であっても、両社が認めた場合は、両社所定の手続きにより、JALカード会員資格を継続できるものとします。	1. JALグローバルクラブ会員は、JALグローバルクラブ規約の規定により、JALグローバルクラブ会員資格を喪失した場合であっても、両社が認めた場合は、所定の手続きにより、JALカード会員資格を継続できるものとします。	「規定により」を追加。
（新設）	<u>2. 両社は、JALグローバルクラブ規約の規定により、JALグローバルクラブ会員の資格が停止された場合、JALカード会員規約等に基づくカード利用の一時停止、その他必要な措置をとることができるものとします。</u>	JALグローバルクラブ 規約（現行版）に基づき新設。
（本特約に定めのない事項は、「JALグローバルクラブ規約」、「JALカード会員規約（個人用）」ならびに「提携先規約」の定めるところによります。）	（本特約に定めのない事項は、「JALグローバルクラブ規約」、「JALカード会員規約等」および「提携先規約」の定めるところによります。）	「JALカード会員規約（個人用）」→「JALカード会員規約等」へ修正。
2021年4月1日改定	<u>2024年1月10日改定</u>	